

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成29年11月9日(2017.11.9)

【公開番号】特開2017-10913(P2017-10913A)

【公開日】平成29年1月12日(2017.1.12)

【年通号数】公開・登録公報2017-002

【出願番号】特願2015-128622(P2015-128622)

【国際特許分類】

H 01 R 31/08 (2006.01)

【F I】

H 01 R 31/08 Q

【手続補正書】

【提出日】平成29年9月26日(2017.9.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

【図1】本発明の第1の実施の形態に係るジョイントコネクタの断面側面図であって図2のI-I線に沿った断面を示す側面図である。

【図2】前記ジョイントコネクタの断面平面図である。

【図3】図1のII-II - III-III線に沿った断面を示す正面図である。

【図4】前記ジョイントコネクタをフード部の側から見た背面図である。

【図5】前記ジョイントコネクタを端子保持部の側から見た斜視図である。

【図6】前記ジョイントコネクタの平面図である。

【図7】前記ジョイントコネクタをフード部側から見た斜視図である。

【図8】本発明の第2の実施の形態に係るジョイントコネクタを端子保持部の側から見た斜視図である。

【図9】本発明の第3の実施の形態に係るジョイントコネクタの端子保持部の外端を示す正面図である。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0030

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0030】

前記複数のランス42は、それぞれ、前記各端子収容室41に挿入される電線側端子20を係止(一次係止)する端子係止部を構成する。当該ランス42は、いわゆる片持ち梁状をなす。具体的に、当該ランス42は、図4及び図5に示されるように、前記端子収容室41を画定する壁の一部とつながる基部と、その反対側の端部である先端部と、を有し、当該背先端部が前記電線側端子20の軸方向と直交する方向(図1では下方向)に撓み変位するように、ランス42が弾性変形することが可能である。当該ランス42は、前記先端部が前記電線側端子20から退避する向き(図1では上向き)に撓み変位することにより、前記端子収容室41内に前記電線側端子20が挿入されるのを許容する一方、前記電線側端子20が当該端子収容室41内に完全に挿入された状態で一部弾性復帰することにより、当該電線側端子20を前記端子収容室41内に係止(一次係止)する。具体的には、当該ランス42の前記先端部がその挿入された電線側端子20の適当な部位(図1の

例では電気接触部 24 の中間部位)と係合して当該電線側端子 20 の離脱を阻止する。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0032

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0032】

このリテーナ 60 は、図 1 に示される係止位置であって前記係止突起 62 が前記電線側端子 20 を係止する係止位置と、当該係止位置から着脱方向(この実施の形態では前記電線側端子 20 の軸方向と直交する方向；図 1 では下方向)に外れた通過許容位置と、の間で移動可能であり、前記通過許容位置では、前記各窓 61 が対応する前記端子収容室 41 の他の部分と合致することにより、当該窓 61 を前記電線側端子 20 の電気接触部 24 が通過して(つまりリテーナ 60 を貫通して)前記第 1 雄端子部 34A～34C に嵌合されることを許容する。